

第四部

第二回 参議院司法委員会會議録第三十七号

昭和二十三年六月八日(火曜日)

本日の會議に付した事件

○裁判官の報酬等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○檢察官の俸給等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

午前十一時三十二分開会

○理事(岡部常務) これより司法委員会を開会いたします。本日上程いたしますのは、裁判官の報酬等に関する法律案並びに檢察官の俸給等に関する法律案を一括上程いたします。前日に引き続き質疑を継続いたします。

○中村正雄君 政府に対して御質問いたしますが、この度官吏一般の給与につきまして政府は職階制を採られて、従つて官吏の給与は職務の内容と責任によつて決めらるべきものだとこのうらふに言われておられるわけですが、裁判官の報酬と檢察官の俸給、これにつきまして差を付けておられるのは、やはり裁判官の方が檢察官よりも職務の内容及び責任において重大であるというふうにお考えになつておられるかと考へるわけですが、この点につきまして政府のお考えを聴きたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木實男君) さようには考へておらないのであります。裁判官が普通の官吏に比して非常に責任の重い仕事をしておられることは考へております。そして檢察官の仕事は、行政官に比して多少なりともその仕事の内容はほぼ裁判官のそれに等しい、こ

ういうふうにお考へておるのでありますから、敢て差を付けるという事にはありませんが、ただ裁判官はあらゆる官吏の中でも特殊の地位を以て優遇せらるべきものである。それは憲法が特別に裁判官の報酬を決められてゐる。それでそういう趣旨に則りまして若干の地位の差を表現する方が妥當である、こういうことで、判事にだけ一級あつて檢察官の方ない給与を付したのです。そういう趣旨と御了解下さい。

○中村正雄君 いや、官房長官にお伺いしますが、一般の行政官吏と檢察及び判事につきまして、非常な給与の差を付けておられるという趣旨はどこにあるのか、お伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(吉米地三三君) 只今法務總裁から答弁いたしましたような大體の趣旨でございますが、裁判官に対する報酬につきましては、憲法の止にもございまして、かたゞ予算の上におきましても裁判官を優遇しなければならぬというふうな一般の空氣でもございまして、今回その趣旨を体して俸給令を作つたのであります。その際におきまして、今の檢察官の方に対しての考へ方は、只今法務總裁から申上げた通りであります。

○中村正雄君 そうすると、今官房長官のお話、ちよつと納得できない点は、檢察官の職務は準司法官的の職務であるというふうには誰も認めておられるわけですが、やはり官制上から行けばこれは行政官である。そうすると、一般の政府職員と檢察官との間に、重大な給与の

開きを付けるという理由はどこにあるか。もう一度はつきりお答え願ひたい。

○國務大臣(吉米地三三君) もう少し詳しくそれじや申上げたと思ひますが、問題は裁判官と一般行政官との開きの問題であらうと思ひます。御承知の通り政府は今臨時給与委員會の報告に基きまして、國家公務員の給与については、いわゆる職階制度を採ることにいたしましたのであります。こういう考へ方から、職務の内容、責任の輕重等を勘案いたしまして、今回提出しました程度の開きを適當と認めたわけでありま

す。ただ檢察官と一般行政官との衡衡の問題が、中村委員の御質問の点かと思ひますが、これにつきましては職階制の立場からも議論が多少あると思ひますが、併し今回の職階制はそういう線に沿つた一つの段階でありまして、外の行政官との釣合いが完全に或いは取れていないかも知れんと思ひますが、まあ暫定的にこういう方向に向つて行つたというふうにお願ひができれば幸せだと思ひます。

それから裁判官と檢察官との、國民的な常識からいいますと、どちらか一つの裁判官におる建前からでもありましようが、同じような裁判官をする職務として常識的に同じでありますから、やはり余り隔たつた給与をするというわけには相成らんのであります。併し檢察官の方は多少差が付いて行くのが本當であらうかと思ひます。無論判檢察官が一般の行政官になれば、當然行政官

としての地位と報酬を受けることになりまして、その点は問題ないと思ひます。ただ檢察官が他の行政官との給与の差がまだびつたり来ておらんといふところに議論の余地があると思ひますが、これは給与の改正の一つの段階として止むを得ない過程のことであるといふふうの一つ御了解をお願いしたいと思ひます。

○中村正雄君 それは檢察官の職務並びに責任の關係からいつて、一般行政官よりも給与面において上位に置くといふことは賛成しております。又そういう考へであるわけなのですが、今判事と檢察官において約一號の差を設けておられますが、この際現在の判事と考へておられる。そして同じような資格を持つて入つて來、同じような経歴を経て、現在同じ給与を貰つておられるが、今回の給与改正によりまして判事と檢察官との間に差が付いて來る。従つて同じ資格を持ち、同じ任用の系統をしておる判事と檢察官が、差を付けられるのは困ると檢察官が今叫ばれておりますが、これに対して政府はどういうふうにお考へになつておられるか、官房長官の御意見を聴きたいと思ひます。

○國務大臣(吉米地三三君) これは、そういう希望を持つておられることは事實であります。併しこの職務の性質から見まして、裁判官ははつきり憲法でも規定してありますように、優遇の途を採ることになります。檢察官の方はその点は多少行政官との間に近似

性があると思ひます。これを全然司法官と一緒にするといふことはちよつとどうかと思ひます。それで多少の差を付けた。こういうわけでありま

す。

○中村正雄君 そうしますと、政府の方の御方針としますと、判事と檢察官との間に給与の差を付けなければいけない、こういうふうには拜聴していいわけですか。

○國務大臣(吉米地三三君) 只今の考へ方からいいますと、任用の仕方及びそれから後の段階においては、大體同等に扱つておるのであります。將來は裁判官は裁判官としての任用制度を採る。それから檢察官としては檢察當局としての任用制度を採る。そしてそこに待遇その他を差を付けるといふことが自然起ると思ひますが、今のところは、今までの慣行によりまして大體平等の扱いでなければならぬ。こ

う思ふのですけれども、まあこの場合は一種の経過的な措置として多少差を付けた。こういうふうには御了解願ひたいと思ひます。

○中村正雄君 今の長官の御趣旨はよく承知いたしますが、そうしますと、現在の法務廳の職員と判事との給与の關係はどうなりますか。いわゆるたび／＼申しますように、法務廳の重要ポストの人は、檢察官として相當優秀の人物を採つておられる。ところが、法務廳の職員は一般行政官であります關係上、他の一般職員としての給与しか受けれない。やつと同等か或いは同等

以下のこれは俸給でありますが、判事検事をしてゐる人が非常に給與が高く、なつて、政府は一般行政官吏であるといふ事由のみによつて、法務廳職員は非常に安い給與に釘付けられる。この點について政府はどういうふうにかへられるのですか。

○國務大臣(吉米地義三君) その点は裁判官を優遇するといふ点に重点を置きまして、普通の職員に對しましては、官廳職員と同等に扱う。こういう建前を採るつもりであります。

○中村正義君 どうも話がはつきりしないと思うのですが、現在の過程においては、判事と検事は任用資格なり経歴が大体同じような制度でやつておるから、余り差を付けてはいけない、同等に扱いたい。こういう御意見と拜聴したわけなんです、ところが、法務廳職員と判検事との差については、これは一般行政官だから判事の方と差を付けるのだという御説明はどうも納得ができないように思います。

○國務大臣(吉米地維三君) お説は、裁判官と検事とそれから普通の職員と、この三種類に跨つておると思うのですが、さつき申上げるように、今の司法官としての判事と検事は、大體常識的に同等に扱われて來ておりますから、今の制度においてはほぼ同じような待遇を受けるのが穩當であると、こう思いますが、將來はつきり差を付けるような制度を作りたいと、こう思つておる。ところが、それにいたしまして、検事が普通の職員とそれとは全く同等かと申しますと、多少そこ司法官の行政官と見てもよからうと思ひますから、普通の行政官と検事との待遇は變つてもいい。これはそういう考への下に三段階になると思うので

す。つまり裁判官は普通の職員よりかも優遇されるのだというふりにして、特に職員が待遇を悪くされるということとでなしに、裁判官のみが優遇されるのだというふりにお考え願いたい。

○中村正義君　まだ少しはつきりしないのですが、検事と判事との場合は、これは判事の方が憲法に保障されておるし、憲法で言つておるので、検事よりか優遇しなければならぬ。併し現行の制度においては、検事も判事も國民の常識からいつても、或いは任用資格からいつても、やはり大体同じよう

な振合ひを取つて來てゐるのだから、
現行制度の上ではこれを違へてはいけ
ないが、併し實際は差を置いた。こう
いう御意見と承るのですが、その点よ
く了承するわけですが、ところが、判
事なり検事なりの前歴を持つてゐる者
が法務廳の重要ポストにおる。この人
に對しては、一般行政官であるから、
一般行政官の給與を受けるときには判
検事と差を付なければいけない。給
與の本質論から成るだけ同等にしよう
というときは任用資格が同じだからと
いう、二つの理論を以て御説明されて
おる。そこに政府として給與に對する
一貫した理論がないように思ふのです
が、この点について御意見を承りた
い。

○國務大臣(吉米地雅三君)　ちよつと御質問の点が……判檢事から一般行政官にまつたときの場合、これは一つであらうと思う。この場合は行政官としての待遇を受けることは止むを得ないと思います。但し重要なポストに就いた場合は、何か優遇する途は同じ行政官でも考えられると思うのですが、大體行政官の待遇になることはこれは止

むを得ないと思います。それから今の
検事が行政官と非常に差があるとい
うようなことにつきましては、これは全
然独立したような特殊の職階でありま
すから、別の考慮の下に、待遇の途が
採られてもよからうと、こう思うので
あります。そこが将来、一貫したこと
にはならんかも知れませんが、普通の
行政官に変わった場合は、はつきりと行
政官になる。併し検事という特殊なこ
の独立した業務に対しては、待遇を少
し考えて行く、別個に扱う、こういう
ふうなことになると思います。

○中村正雄君 その点は了承しました。それでは念のために將來のことについてお伺いしたいわけですが、現在判事若しくは検事の前置を持つておるところの法務廳の一般職員、これに對しまして、いわゆる一般今後の人事の交流その他の問題につきましても、給與の面において非常な差が付いておる

關係上、やはり法務廳の重要ポストの職員につきましては、やはり判事若しくは検事の経験者の中の優秀な人を選ばなければ司法行政は運用できないだろうと思う。そういう關係から、判事若しくは検事の前任のある法務廳の一般職員につきましては、何らかの優遇の途を付ける意思があるかないか、この点についてお伺いしたいと思います。

○國務大臣(若米雄三君) その点に
関しては十分考へるつもりであります。
○中村正雄君 ではもう一つ、官房長
官がお出でになつておりますので、一
般行政官の給與につきまして、これに
関連がありますのでお聞きたいと思
うわけですが、一般行政官の給與につ
きましては、いわゆる職階制の採用に

よりまして、任用資格或いは経歴その他が同等なものでありまして、現在就いておる職務の内容に従ひまして、給與の差が付くわけですが、例えば運輸省なら運輸省を例に取つて見ますと、同じように大学を出て、高等試験を通じて、運輸省に入つて来た人で、現在或る所の長をしておる人と、或いは本省の事務官をしておる人、これは給與が現在同等であります、職階制の採用によりまして、長としての責任

が重いという関係で、畏をしておる人は非常に給與が高くなるが、本省の事務官をしておる人は非常に低くなつておる。こういう不合理が行政官廳の内部におきまして生ずるわけなんです。これは職階制の給與の建前から見ても止むを得ないと思うわけですが、これにつきまして政府としてはどういふふうにお考えになっておりますか、お聞きしたいと思います。

○國務大臣(吉米地蔵三老) 職階制を採りまして、そして地位の保障をし、待遇の途を講ずる以上は、やはり同じ学校を出て、同じ年限を経ましても、その職階制により差が付くことは、これはどうも止むを得ないと思います。

○中村正雄君 行政官の内部におきましても、給與の本質上差が付くのは止むを得ないわけなんです。今官房長官

の御説明のように、いわゆる同じ資格を持ち、同じ経歴を持つておつても、現に携わつておるところの仕事によつて差を付けるのは、給與の本質上止むを得ないという、これは行政官につきましては理論一貫した御答弁であつて、納得できるんですが、又元に還りまして、検事と判事の關係でありますのが、同じような学校を出て、同じよう

な任用資格で入つても、検事と判事において、今度は差が付くわけですが、これは差ができるとうかないから、判事と検事は今の制度においては、できるだけ同じようにしようという御意見であります。従つて一般行政官吏内部におけるところの給與の方針と、検事と判事との給與の方針につきまして、政府の方針が二つに分れておるようによ考えておりますが、その点についてどういうようによ考えますか。

○國議大臣(吉米地薩三君) 先刻申上げましたように、判事と檢事との從來の経過から考えて見て、余り差を付けることは面白くないと思つておりますが、併しこれは本當に過渡的な問題であります、今後は、さつき申上げるように、おの／＼の採用の途を別個にいたしましたして、そうして待遇を変えるのでありますから、今は從來の行き懸かりがありますから、その制度がはつきりしない間は、暫定的に接近した待遇を與える。こういうことであります。

○大野幸一君　ちよつと、これは法務
總裁に參考までに申上げて置くのであ
りますが、お聞きしたいと思うのであ
ります。我々は本案が付託されたとき
に、檢事と判事との差別論に非常に力
を注いだというものは、やはり制度上
裁判官というものを上に置きたいとい
うので、さてそれでは現実の給與とい
うことになる、これは別に檢事さん
が少い方を喜ぶというわけではなかつ
たので、制度上どうしても檢事より裁
判官の方を優位に置きたいという念願
から、差別論が多かつたのだらうと思
います。そこでこの制度の變革と共に
、今まで同等なものが一躍差等が付

くということについては、理窟はともかくとして、感情上面白い。やは

か、こういうような場合を予想して、特別な場合を一つ考慮に入れるという

れるのであります。初め中村委員からの質問に対して、検事と判事とは給與

上にすべきものであるという見解があるのでありまして、その見解を衆議院

う問題を別といたしまして、判事と検事とその職責等を職階制で考慮せられ

う考への下に三段階になると思うので

体行政官の待遇になることはこれは止

きましては、いわゆる職階制の採用に

が、同じような学校を出て、同じよう

に、今まで同等なものが一躍差等が付

くということについては、理窟はともかくとして、感情上面白くない。やはり人間を働かせるためには感情も斟酌しなければならぬ、こういうようなことになりまして、この悩みが全委員の胸中にも私はあると思います。つきましては、衆議院の方でも、この点について何か救済方法ということをも、個々の委員は抱いておられたと思います。が、究極において、これが表化しないというので、これが衆議院を通過して来たと思ひます。そこで衆議院において、仮にこの点にも一度考慮を施されて、いわゆる先程政府の方から説明があつたように、従来のいわゆる現実をどうか打開したいという氣持であるならば、そこに経済的の何か救済方法を講じたいと思うという人もあると思ひます。例えば、その救済方法が、どういふように現れて来るかも知れません。が、ただ特殊な場合、特別な場合には、優秀な人もある。それを制度上どうしても一級を下げて置かなければならぬ、制度上上げて置かなければならぬ、人物としては優秀であつても、制度上上げて置かなければならぬ。それがこの制度の改革によつて行われなければならないという場合、これを救済するために、特別な場合を限定して、考慮に入れることとする。その特別の場合というのは、例えば六大都市の優秀な検察官とか、或いは又その他重要な位置なり、重要な地方においては、特に良い検察官を持つて行かなければならぬ。こういうような場合に限り、或いは又制度上からいひまして、現在任用によつて、現職の検察官であつて新しく採用されて来る人に対しては、これを除外しようとする。

か、こういうような場合を予想して、特別な場合を一つ考慮に入れるというやうな場合があつたとしたならば、そういうことに對して、實際それを適用するに當つて、その趣旨をよく斟酌し、考慮に入れて、法務総裁はこれに善処する用意があるでございまいしやうかどうか。

○國務大臣(鈴木義男君) 大野委員の御質問は、誠に條理を盡しておられる御質問であります。如何にもその通りなのであります。衆議院の方では、ややこのあるべき制度というものに因り、又現在検事正と裁判長、検事長と長官というものは對等に扱われておる世の中の見えておつて、それを一挙に差を付けようというやうな形にせられまして、實際問題として甚だ面白くない空氣を醸すことに相成りますので、政府といたしましては、極く少数の例外だけ、裁判官の中でも優遇される人を作り得るといふ制度にいたしましたのであります。只今大野委員の仰せられるところは、逆に検事の優秀な者をやはり裁判所長と同じように優遇し得るという、こういう途を開くことはどうか。政府といたしましては、どこまでも原案を御協賛願ひたいのであります。万止むを得ない場合におきましては、そういう方法に出でて下さいますことも、時宜に適合したることと考へる次第であります。

○國務大臣(鈴木義男君) 言葉が短かかつたために説明を起したかも知れませんが、原則として判事と検事、現在の判事と検事は同じく待遇せらるべきものであると考へておることは繰返して申し上げておるところであります。ただ新憲法の精神に基きまして、裁判官を重んずるといふことを何らかの形で表現するために、同じく待遇はされずと高くなる、こういう建前を採つた。検事はどうしてもそこへ行かないという一つの地位がある。こういう意味において差を設けた原案を出しておるのではありませんから、そういう意味で申し上げたわけでありまして、結局私の答へも官房長官の答へも同じことに帰着するのであります。

○國務大臣(鈴木義男君) 理論上から申しますれば、若干の差があるものだと思います。併しそれをどういふやうに給與の上で表現して行くかというところは、將來職階制の審議に當りまして、十分あらゆる方面から考慮して決せらるべき問題であります。これが一定の締着点に到着いたしますのは、相当時間も掛かり、審議を重ねなければならぬ、こういうやうに考へておる次第であります。只今のところは、過渡的に原案のような提案をいたしておる次第であります。

○國務大臣(鈴木義男君) 理論上から申しますれば、若干の差があるものだと思います。併しそれをどういふやうに給與の上で表現して行くかというところは、將來職階制の審議に當りまして、十分あらゆる方面から考慮して決せらるべき問題であります。これが一定の締着点に到着いたしますのは、相当時間も掛かり、審議を重ねなければならぬ、こういうやうに考へておる次第であります。只今のところは、過渡的に原案のような提案をいたしておる次第であります。

○國務大臣(鈴木義男君) 理論上から申しますれば、若干の差があるものだと思います。併しそれをどういふやうに給與の上で表現して行くかというところは、將來職階制の審議に當りまして、十分あらゆる方面から考慮して決せらるべき問題であります。これが一定の締着点に到着いたしますのは、相当時間も掛かり、審議を重ねなければならぬ、こういうやうに考へておる次第であります。只今のところは、過渡的に原案のような提案をいたしておる次第であります。

○國務大臣(鈴木義男君) 理論上から申しますれば、若干の差があるものだと思います。併しそれをどういふやうに給與の上で表現して行くかというところは、將來職階制の審議に當りまして、十分あらゆる方面から考慮して決せらるべき問題であります。これが一定の締着点に到着いたしますのは、相当時間も掛かり、審議を重ねなければならぬ、こういうやうに考へておる次第であります。只今のところは、過渡的に原案のような提案をいたしておる次第であります。

○國務大臣(鈴木義男君) 理論上から申しますれば、若干の差があるものだと思います。併しそれをどういふやうに給與の上で表現して行くかというところは、將來職階制の審議に當りまして、十分あらゆる方面から考慮して決せらるべき問題であります。これが一定の締着点に到着いたしますのは、相当時間も掛かり、審議を重ねなければならぬ、こういうやうに考へておる次第であります。只今のところは、過渡的に原案のような提案をいたしておる次第であります。

○國務大臣(鈴木義男君) 理論上から申しますれば、若干の差があるものだと思います。併しそれをどういふやうに給與の上で表現して行くかというところは、將來職階制の審議に當りまして、十分あらゆる方面から考慮して決せらるべき問題であります。これが一定の締着点に到着いたしますのは、相当時間も掛かり、審議を重ねなければならぬ、こういうやうに考へておる次第であります。只今のところは、過渡的に原案のような提案をいたしておる次第であります。

○國務大臣(鈴木義男君) 理論上から申しますれば、若干の差があるものだと思います。併しそれをどういふやうに給與の上で表現して行くかというところは、將來職階制の審議に當りまして、十分あらゆる方面から考慮して決せらるべき問題であります。これが一定の締着点に到着いたしますのは、相当時間も掛かり、審議を重ねなければならぬ、こういうやうに考へておる次第であります。只今のところは、過渡的に原案のような提案をいたしておる次第であります。

○國務大臣(鈴木義男君) 理論上から申しますれば、若干の差があるものだと思います。併しそれをどういふやうに給與の上で表現して行くかというところは、將來職階制の審議に當りまして、十分あらゆる方面から考慮して決せらるべき問題であります。これが一定の締着点に到着いたしますのは、相当時間も掛かり、審議を重ねなければならぬ、こういうやうに考へておる次第であります。只今のところは、過渡的に原案のような提案をいたしておる次第であります。

○國務大臣(鈴木義男君) 理論上から申しますれば、若干の差があるものだと思います。併しそれをどういふやうに給與の上で表現して行くかというところは、將來職階制の審議に當りまして、十分あらゆる方面から考慮して決せらるべき問題であります。これが一定の締着点に到着いたしますのは、相当時間も掛かり、審議を重ねなければならぬ、こういうやうに考へておる次第であります。只今のところは、過渡的に原案のような提案をいたしておる次第であります。

○國務大臣(鈴木義男君) 理論上から申しますれば、若干の差があるものだと思います。併しそれをどういふやうに給與の上で表現して行くかというところは、將來職階制の審議に當りまして、十分あらゆる方面から考慮して決せらるべき問題であります。これが一定の締着点に到着いたしますのは、相当時間も掛かり、審議を重ねなければならぬ、こういうやうに考へておる次第であります。只今のところは、過渡的に原案のような提案をいたしておる次第であります。

○國務大臣(鈴木義男君) 理論上から申しますれば、若干の差があるものだと思います。併しそれをどういふやうに給與の上で表現して行くかというところは、將來職階制の審議に當りまして、十分あらゆる方面から考慮して決せらるべき問題であります。これが一定の締着点に到着いたしますのは、相当時間も掛かり、審議を重ねなければならぬ、こういうやうに考へておる次第であります。只今のところは、過渡的に原案のような提案をいたしておる次第であります。

○國務大臣(鈴木義男君) 理論上から申しますれば、若干の差があるものだと思います。併しそれをどういふやうに給與の上で表現して行くかというところは、將來職階制の審議に當りまして、十分あらゆる方面から考慮して決せらるべき問題であります。これが一定の締着点に到着いたしますのは、相当時間も掛かり、審議を重ねなければならぬ、こういうやうに考へておる次第であります。只今のところは、過渡的に原案のような提案をいたしておる次第であります。

○國務大臣(鈴木義男君) 理論上から申しますれば、若干の差があるものだと思います。併しそれをどういふやうに給與の上で表現して行くかというところは、將來職階制の審議に當りまして、十分あらゆる方面から考慮して決せらるべき問題であります。これが一定の締着点に到着いたしますのは、相当時間も掛かり、審議を重ねなければならぬ、こういうやうに考へておる次第であります。只今のところは、過渡的に原案のような提案をいたしておる次第であります。

うものは法廷において一段高くしなければならぬ。検事と弁護士とは同格において相闘う、そして裁判官は高いところからこれを判断する、こういう建前を採ると一段高い地位に立つわけであり、それは年齢も上の人がなるべきであり、弁護士というものは古い人も多いのでありますから、これは比喩物になりませんが、検事と判事を比べると、年齢も上であり、社会的地位も上であり、俸給も上である人が坐る、それで初めて法廷の構成というものが理想に合致するのであります。今までの法廷には、検事の方が、官等も俸給も上の人が裁判官を威圧するがごとく臨席したというふうなことも稀にあつたのであります。そういうことは面白くない。そういう建前を採るためには、どうしても官等の低い検事がより高い判事の前で働くような建前を法廷で採ることになるのであります。併し今度は俸給の問題ですつと出発すると、十号から出発して一号に至る、一号というふうな検事は法廷には立たない、法廷に立つのは比較的に若い人達が立つておるのです。検事正となり或いは検事総長となる、そういう人は社会的地位において、裁判官と同等であることは少しも妨げない。こういうふうな意味なのであります。そここのところを説解のないように願いたいと存じます。例えは行政における官吏でありまして、司法部における裁判官と同じ待遇を受けるということがありまして、將來階級制が実施せられます場合に、そういう決め方が行われまして、少しもそれは不自然ではない、そういうこともあり得ると思はれております。当然ならな

ければならぬというふうなふうに考えておるわけではないけれども、私共の考へておる採用制度の改革というものは、若し御賛成を得られまするならば、そういうふうによつたらいいのじやないかと思つておりますが、先ず國定試験を行ひまして、通つた者は弁護士が検事になることができるというところにいたしまして、そして弁護士となり、検事となつて五十年を経た後、その中から優秀な人が判事となる、こういうふうな採用制度に改められまするならば、必然的に判事は高いものになり、學識経験も豊かな人だけが判事になつて行く、そこでそれは社会的にも實際的にも重視せられる人になると思ふのであります。待遇も亦一般的に見て、少数の人は高いところへ行けば検事も判事も同じであります。検事総長まで行つても國務大臣と同格でありますから、最高裁判所長官までには至ることができない、それは検事総長を止めてから又おなり下さればよろしい、又なれるように制度はなつておるのであります。併しその高いところへ行つて同等の地位を持つておる人が至るところにあるというところは、そういう制度を立てることは矛盾しない、そういう意味であります。御了承を願ひます。

○宮城タマヨ君 よく分りました。いま一つお伺ひしたいと思ひますことは、まあ理論上は何れもよく分つておりまして、今のところ止むを得ないと思ひながら、併しこれで決まつてしまつたら、實際問題としてどういふことになるであらうかということをお心配しておる者でございます。それが國民常識としても、國民の希望として、

でも、本當は事件の最後の決定をいたします判事を非常に高いものにし、そのうじてその適當な人を選んで、その任に當つて頂くということは、そして俸給も高く待遇されるということは、實に大切なことでございまして、國民に一番身近に感じますところの検事に、本當の人格者と申しますか、正義の信念に燃えて、そして確信を持つて事件の処理をして呉れるという公平無私な人を選んで貰うということが、今日國民の本當の要望じやないかと思ひます。殊にこんな犯罪の質も日に日に悪くなりまして、量もとも今まで考えてもおらなかつたという教を教へなければならぬ、これはもう國民は非難に枕を高くして寢られないという非常に緊れた治安状態において、本當に命を賭けて仕事をし、呉れます検事がほしい、治安の任に當られます者がほしいということ、本當に私共の願ひするところなのであります。それでこの間神戸に、朝鮮人問題、あの事件で参りましたときに、神戸の検事正が語られました中に、もう命を捨てる覚悟だつた、そして自分の家内も妻も皆命懸けで刺殺されることを覚悟しておつたというふうなお話を聞きましたときに、本當に襟を正して聞いたのでございまして、併し検事の職に在ります者は、もう職に在る者は勿論のこと、その家族までが命懸けであるというところは、もうこれは覚悟の前のごときで、特に感服することと思ひます。將來のこととはともかくといひまして、現在においてそれだけの覚悟を持つて當られる人に國家が生活の保障をしないということ

は、これは治安を維持しないという結果になるのだと思ひますので、これはどうでもこうでも今のところ何とかして頂かなければならぬじやないか、それでこの檢察官の俸給等に関する法律という中にも今少し加えて頂きたい、もう一條文もございまして、更に超過勤務手当なんかのことにございまして、實際物質上の裏付けがあつて十分なきがでるようによつて考慮して頂きたいと思ひますが、そういう点についての法務總裁の御意見を伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木素雄君) 高城委員の仰せられることも誠にその通でありまして、一つの異議を申すべきところは、ないのではありません。全体として賛成であると申上げる外はないのであります。ただこれが現在には全く生活ができないという程度の給料なのであります。これが解決いたしまして、幸いに原案が御賛成願ひしても、實は大変楽になるというわけには行かないと思ふのであります。今の日本ではとにかく生活を支えるということが最大の脅威になつておるのであります。待遇は生活を支えることができないような状態でありまして、將來樂に生活給以上のものを体面、地位に對して差上げることができるようになつたときには、余りに三百二百の差というものをやかましく言わないような氣持になつて頂けるであらうし、そういう習慣を作りたいと思ひますが、併しとにかく職階制に基く給與としては、恐らく行政官の中では検事が最高の待遇を受けることになるというふうに、御審議頂きまして、相成らんのではないかと想像いたしております。私共の理想を

言へば、裁判官とほぼ同じであつてほしいと思ひますが、併しそのことは將來階級制を実施した上で、具體的ないろいろな事実を調査して決めることではありますから、只今申上げたのであります。最高限の待遇を與へては、こゝう考へておるというふうにお答をいたして置きたいと思ひます。

○松井通夫君 只今の問題に關連いたしましてございしますが、検事は一般の行政官と比較して、相當の優遇を受けるということになつておるので、私は検事の現在甚だしい職務、又責任の重いことを考へまして、非常に結構だと思つておるのであります。ただここに超過勤務手当というものが支給されないの、事実上外の行政官よりは結局給與は少いようなことに相成りませんかというふうなことを、検事の中或る人々は考へておるのであります。その点について、例えは俸給の何割かの範囲内で超過勤務手当に代るべきものを支給することができるとか、或いは一般の行政官に支給すべき額の三分の一でも半分でも支給することができるとか、そういうふうな方法を講ずる必要があるんじゃないかということも考へられるのであります。これはなか／＼客觀的な情勢からいつて實現が困難なのであります。それで只今の検事の憂えておられる實際の待遇が、やはり優遇すると言ひながら、優遇にならんじやないかという、これは判事にも通ずるのであります。その心配についての總裁の御意見、並びに給與局長もお見えのようでありまして、その点についての御意見を承わりたいと思ひます。

と私共は考えております。当然下らな
で國民常識としても、國民の希望とし
家が生活の保障をしないということ
想像いたしております。私共の理想を
りたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木義男君) 御説御尤も
であります。そうでありますから、
原案はもとより高いものであつた
のであります。それがいろいろ他の方
面との約合上可なり減額せられまし
て、提出したような原案になつてお
るのであります。これを御審議を願つ
ておる間に又別な方のベースが上つ
て、二千九百二十円、立案したときは
千八百円ベースであつたのであります
が、二千九百二十円に上り、近く三千
七百円に上るであろう、或いはそれ以
上上るかも知れないというやうなこ
となつて來まして、政令でやれる方は
簡單に行くのであります。法律で御
審議願う方はなかなか審議に時間を要
します。追付かないというやうな
形をとりはせんと存じますが、併し
とにかく一應この案が通して頂けま
すならば、他の官吏と比較して優遇す
るつもりでこれは立てておる案であ
ります。實際は優遇にならんとする
事態が生じたならば、号俸の上で
高いものを給與するにいたします
とか、いろいろやりましても尚及ば
ないならば、次の國會において更に増額
について御協賛を仰ぐ、こういうや
うな考えであります。

午後零時二十四分休憩
午後三時二十二分閉會

○委員(伊藤修君) 午前中に引續きま
してこれより司法委員會を閉會いたし
ます。午前中質疑を打ち切りましたこ
ろの裁判官の報酬等に関する法律案、
並びに檢察官の俸給等に関する法律案
を一括して議題に供します。両案に対
してこれより討論に移ります。

○松井道英君 この際裁判官の報酬等
に関する法律案、及び檢察官の俸給等
に関する法律案につきまして修正の動
議を提出したいと思ひます。この修正
の動議は各派共同提案という形で提出
するものでござります。先ず裁判官の
報酬等に関する法律案についての修正
点を申し上げます。第九條中「國務大
臣の例に準じ」とあるのを「内閣總理
大臣等の俸給等に関する法律の例に準
じ」に改めます。それから第十條中「最
高裁判所は」の次に「別に法律の定め
るところにより」を加え「支給するこ
とができる」を「支給する」に改める。
それから檢察官の俸給等に関する法律
案に対する修正点であります。第一
條中「國務大臣の例により」とあるの
を「内閣總理大臣等の俸給等に関する
法律の例により」に改めます。それか
ら第八條の次に、次の一條を加え、第
九條として「檢察官の俸給月額は、特別
のものに限り、当分の間、第二條の規定
にかかわらず、一万四千円とするこ
とができる。」以上の通りであります。
簡単に理由を説明いたしますと、裁
判官の報酬等に関する法律案の第九條
であります。報酬及び退官手当以外
の給與は、最高裁判所長官、最高裁判
所判事及び高等裁判所長官には、國務

大臣の例に準じ」ということになつて
あるのであります。諸般の均衡上、
別に定められる内閣總理大臣等認証官
の俸給に関する法律の例に準ずるのが
適當と認められるのであります。これ
は高等裁判所長官についてお考え下さ
ればその趣旨のあるところは察知して
頂けると存するのであります。
次に第十條であります。物價の
変動、生計費の変動その他の理由によ
りまして、一般の官吏について俸給
の他の給與が増加したという場合、裁
判官の報酬も当然上げなければならな
いのであります。それが別に法律の
定めるところによつて支給することが
できるとすることにして、新しい報
酬を定め得るということに明らかに
いたしました。原案によりまして、それ
はつきりしておりませんので、それ
をはつきりさせたのであります。
次に檢察官の俸給等に関する法律案
の修正点を御説明申し上げます。原案に
よりまして、「檢察官の給與に關する
は、檢察廳法及びこの法律に定める
ものを除くの外、檢察廳長、次長檢察
官及び檢察官については、國務大臣の例
により」となつておるのであります。が、
裁判官の方の第九條の修正と同じ趣旨
を以てして諸般の均衡上同様の修正
を致したいと存するのであります。こ
れも次長檢察官及び檢察官についてお考
え下さればこの趣旨を概ね察知して頂
けると存するのであります。次に第九
條に「檢察官の俸給月額は、特別のもの
に限り、当分の間、一万四千円とする
ことができる。」ということにいたしま
したのは、これは過渡的事情といた
しまして、高等檢察廳の所在地或いは
横浜、京都、神戸のごとき大都市にお

きまして、例えば檢察正の俸給がこの
原則の一万三千円という程度では諸般
の事情上やや少きに失する場合があります。
得るといふ意味合からいたしまして、
今の高等檢察廳所在地、横浜、京都、
神戸に限りまして場合によりましてこ
の一万四千円を支給することができ
ることになったことが、先程申しまし
た諸般の客觀的情勢上当分の間適當で
あるという結論に達しました次第なの
であります。
以上を以て修正の動議の提出を終り
ます。

○委員(伊藤修君) 討論の通告を順
次に指名いたします。大野君。
○大野一君 私は本修正案について
賛成する者であります。提案者より説
明をせられましたから省略をいたしま
すが、ただ檢察官の俸給等に関する法
律案の、第九條を挿入するという点で
あります。第九條の「檢察官の俸給月
額は、特別のものに限り、この「特別
のものに限り」という意味につきまして
は、多くとも十一名、即ち高等檢察廳
所在地の檢察正と横浜、京都、神戸の
各檢察正を指して、それ以上はいけな
い、これだけはできるならば残さず皆
一万四千円にするというやうなことは
成るべく避けて貰ひたい。これは提案
者から説明があつた通り、全く現在の
この法律の制度を裁判官と檢察官との
間において差等を設けるべきだとい
うことが興論で、政府としては裁判官を
尊重したいと、こういう意味でありま
す。従つて今後例えは民間から檢察正
が採用されるやうな場合、弁護士から

採用されるやうな場合には、この「特
別のものに限り」という中には入らな
いといふ考えの下に提案であります。
「当分の間」ということにつきまして
今申しましたやうな点を斟酌しての提
案であるといふことを御説明を申し上げ
たいと思ひ次第であります。
○星野義樹君 私に無所属議會を代
表して本委員會の席を汚す者として本
修正案に対して賛成であります。理由
は一々申しませんが、この本法案は、
裁判官の重要な責務と責任と職務に
対し十分なる報酬をするという問題で
すが、更に檢察官というものが裁判官
に準ずる仕事をしておる、更に今まで
の経過がその採用について余り変らな
かつた状態があるというやうないろ
いろな議論があつて、その結果非常に
複雑した結果として最も妥當なる解決
がこれであると信じて賛成いたします
者であります。

○小川友三君 裁判官の報酬等に関
する法律案に関する修正案は前議員か
らいろいろお話がございました通り、こ
の修正案に賛成する者であります。こ
の第九條中の修正点は修正したくな
かつたのであります。又檢察官の方の第
一條中の修正点は修正したくなかつた
のであります。治安を確立するために御
力下さる裁判官並びに檢察官の待遇は

○政府委員(今井一男君) 超過勤務の
お話がございましたが、大体今回の檢
事の標準は、一般官吏の約二倍乃至三
倍程度の超過勤務を毎日して頂くとい
う計算で、尚且つ二割強高い、こうい
つたところが狙いになつております。
○理事(岡部常君) 御発言もございま
せんければ、質疑はこの程度で打切つ
て、討論、採決の段階に入りたいと思
ひますが、休憩いたしまして午後再会
いたします。

附則

第四條 この法律は、公布の日から、

これを施行する。

第五條 第一條の規定による年数の計算については、裁判所構成法による判事又は検事たる資格を有する者は、その資格を得た時、裁判

所法施行の際弁護士たる資格を有した者で弁護士の在職の年数が同法施行後において第三年に達したものは、その三年に達した時、裁判所法施行前弁護士試験として一年六月以上の実務修習を終え考試を經た者又は同法施行の際弁護士試験であつた者で一年六月以上の

実務修習を終え考試を経たものは、その考試を経た時に、夫と司法修習生の修習を終えたものとみなし、裁判所構成法による判事又は検事の在職の年数及び裁判所構成法による判事又は検事たる資格

を得た後の朝鮮總督府判事、朝鮮
總督府檢事、台灣總督府判官、台
灣總督府檢察官、關東法院判官、
關東法院檢察官又は領事官の在職
の年数は、これを判事補の在職の年
数とみなす。裁判所事務規則

る判事又は檢察たる資格を得た後の陸軍市政官、海軍市政官、朝鮮總督府法務局に勤務する朝鮮總督府書記官若しくは朝鮮總督府事務官又は台灣總督府法務部に勤務する

2 第三條の規定は、第一條の規定による年数の計算に、これを準用する台湾總督府書記官若しくは台湾總督府事務官の在職の年数は、これを法務府事務官の在職の年数とみなす。

第六條 裁判所法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第一号)の一部を次のように改正する。
附則第二項から第四項までを削る。

印刷部